

# 悪質商法に関する情報提供

送信日	平成29年9月27日(水)
送信先	宮崎市悪質商法被害防止ネットワーク会議構成団体 各位
発信者	宮崎市地域振興部生活安全課消費生活センター 〒880-8505 宮崎市橋通西1-1-1(市役所第2庁舎3階) TEL:0985(21)1755 FAX:0985(24)8117

## 宝くじが当たったというメールをきっかけとした免許証コピーの送付は気をつけて！

《事例》「宝くじが当たった」というメールが届き、現金受け取りのための個人情報確認とのことで、免許証の写真を撮ってメールで送信。その後、銀行のキャッシュカードが送られてきて、事業者に言われるがまま手数料との名目で数十万円をキャッシングし送金した。その後も送られてきた商品券を換金して送金したり、現金を他人の指定口座に送金するなどした。

- ◆免許証のコピーを送付するなどの簡単な手続きで、銀行口座が開設できます。他人に送付すると悪用される恐れもありますので、十分注意してください。
- ◆健康保険証や運転免許証を紛失したり盗難にあった場合には、まずは最寄りの警察署と発行元にすぐに届け出ることが必要です。
- ◆健康保険証や運転免許証などの公的証明書の紛失や盗難にあい、自分の名義を他人に悪用される恐れがあるときは、紛失や盗難にあったことなどの情報を信用情報機関に登録することができます。そうすることにより、当該機関の加盟会社(信販会社、銀行など)が与信審査をより慎重に行なうことができるようになります。  
\*信用情報機関・株式会社シー・アイ・シー、全国銀行個人信用情報センター、株式会社日本信用情報機構
- ◆もし、消費者金融や信販会社から身に覚えのない請求があった場合は、警察や消費生活センターにすぐに相談してください。

不安や不審に思った場合、周囲の方からご相談があった場合は・・・

宮崎市消費生活センター 電話 0985(21)1755(相談専用番号)

消費生活センターに相談してよいかどうか不明な場合でも、お気軽にご相談ください。